

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1 趣旨

気候変動適応法の改正（令和6年4月1日全面施行）により、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されることとなり、市は暑さを避けるために民間施設や公共施設をクーリングシェルターとして指定できることとなりました。

つきましては、民間施設におけるクーリングシェルターの指定を行いたいと考えておりますので、ご協力いただける民間施設を募集します。

2 クーリングシェルターにおける実施内容

- (1) 熱中症特別警戒アラートが発表された際に、あらかじめ公表される開放可能日（営業日時）等の範囲で、市民等が暑さをしのぐための場所を提供（施設を開放する）してください。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表及びクーリングシェルターとしての開放について周知に努めてください。

3 指定要件

市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 冷房設備を有すること。
- (2) 愛知県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を市民等に開放することができること。
- (3) 市民等の滞在のために開放する部分について、利用者一人一人が適度な距離で過ごせる空間を確保すること。

4 運用期間

熱中症特別警戒アラート発表期間

（4月第4水曜日～10月第4水曜日：令和8年度は4月22日～10月21日）

なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

5 募集期間

随時受付

6 応募方法

応募様式に必要事項をご記入の上、電子メールにより以下の提出先にご提出ください。

名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2692

電子メール：a2692@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

7 提出後の流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

- ①市と施設管理者で協定内容の協議
- ②協定の締結、啓発用ポスター・ロゴマークのデータ送付
- ③クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト等）

8 協定の有効期間

協定に定める有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

9 物資等の配付について

水や塩飴などの熱中症対策物品について、市からの配付や補助は行いません。ただし、各施設でご準備いただいた物品を配布することを妨げるものではありません。

10 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されないことがあります。

また、指定された後も、市が不相当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。